

音更町障がい者職場体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般企業での就労を目指す障がい者に対し、企業等において一定期間職場体験させ、障がい者の職業能力や職業適性を向上させ就労を促進するとともに、町民の障がい者雇用に対する関心と理解を深めることを目的として実施する「音更町障がい者職場体験事業」（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。

- (1) 障がい者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる程度であると町長が認める者をいう。
- (2) 障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第25項に規定する地域活動支援センター、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条に規定する障害者職業センター又は同法第33条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、音更町とし、適切に事業を実施することが認められる場合は、障害者就業・生活支援センターに委託することができるものとする。

(体験者)

第4条 事業の体験者は、障がい者であって次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町に住所を有していること。
- (2) 職場体験場所まで単独又は障害者支援施設の送迎で通うことができること。
- (3) 基本的な生活習慣をはじめとした身の自立が確立されており、将来、企業等での就労を目指す意欲を有していること。

(体験者の募集)

第5条 町長は、障害者支援施設を経由して体験者の募集を行うものとする。

2 障害者支援施設は当該施設の利用者に体験希望者がいる場合は、体験希望

者の訓練等の状況を勘案し、音更町障がい者職場体験事業に係る申込書（別記第1号様式）（以下「申込書」という。）に町長が必要とする書類を添えて提出しなければならない。

（体験希望者の決定）

第6条 町長は、前条の申込書の提出を受けた場合は速やかに審査し、音更町職場体験事業決定通知書（別記第2号様式）により体験希望者あてに可否を通知するものとする。

（職場体験場所の確保）

第7条 町長は、事業に協力できる職場体験事業所の確保に努めるものとする。

（体験期間等）

第8条 1回当たりの体験期間は、10日間以内とする。

2 体験時間は、午前10時から午後4時まで（ただし、午後0時00分から午後1時までは休憩時間）の6時間とし、これによりがたい場合は、体験者等と協議の上、決定する。

（体験内容）

第9条 体験内容は、体験者の障がいの程度や体験先における業務等を勘案して、体験者の健康と安全に配慮の上、決定する。

（支援員の派遣等）

第10条 障害者支援施設は、職場体験に当たり必要に応じて当該事業所の職員（以下「支援員」という。）を派遣することができる。

2 支援員は、職場体験事業所と協力し、事業が効果的に行われるよう必要な支援を行うものとする。

（守秘義務）

第11条 体験者及び支援員は、職場体験により知り得た秘密について、体験期間中及び体験終了後も他に漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、体験者及び支援員に必要な指導を行うものとする。

（体験者の身分等）

第12条 職場体験の期間中において、体験者と町及び職場体験事業所との間には、雇用関係その他の身分関係は一切生じないものとする。

(協力者謝礼)

第 13 条 町長は、体験者に対して、事業協力に対する謝礼を支払うものとする。

(体験中の事故等への対応)

第 14 条 体験者は、体験中の事故等に備えて、あらかじめ傷害保険等に参加するものとする。

2 体験中に生じた体験者及び支援員の負傷等並びに体験者及び支援員が町及び第三者に損害を与えた場合の対応については、体験者、体験者の保護者、障害者支援施設、職場体験事業所及び町その他関係機関が協議し決定する。

3 体験者及び支援員の体験先に通う上での事故等については、町は一切その責を負わないものとする。

(協定書の締結)

第 15 条 町長は、事業を円滑に推進するため、職場体験事業所との間に本事業の実施に関する協定書を交換するものとする。

2 前項の協定書は別に定める。

(庶務)

第 16 条 事業に関する事務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。